

Power Platform研修業務に係る企画提案審査会設置要綱

(設置)

第1条 Power Platform研修業務（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式により受託する事業者を選定するに当たり、事業者からの提案について適正かつ公正な審査を行うため、企画提案審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 審査会の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 公募型プロポーザル方式に係る評価基準の決定
- (2) 企画提案書の審査
- (3) 企画提案に関するヒアリング
- (4) 本業務に関する優先交渉事業者の選定
- (5) その他必要な事項

(組織)

第3条 審査会は、委員長及び委員4名をもって組織する。

2 審査会の委員長及び委員は、次のとおりとする。

委員長 山梨県新価値・地域創造推進局DX課長 堀内 由加子
委員 山梨県総務部職員研修所長 成島 仁
〃 山梨県情報システム専門監 阿部 一成
〃 山梨大学工学部教授 渡辺 喜道
〃 弁護士 關本 喜文

(委員長の職務及びその代理)

第4条 委員長は、審査会を代表し、会務を総括する。

2 委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の運営)

第5条 審査会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 審査会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第6条 審査会の事務局は、山梨県新価値・地域創造推進局DX課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営、その他必要事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和7年4月11日から施行し、契約締結の日に効力を失う。